

東北地方整備局競争契約特記入札心得

1. 入札心得の適用

本工事の入札にあたっては、「東北地方整備局競争契約入札心得」に基づき入札しなければならない。

2. 入札心得に対する特記事項

入札心得に対する特記入札心得事項は次のとおりとする。

(工事費内訳書の提出を求める工事の特記入札心得事項)

営繕工事以外の指名通知書において指定する工事費内訳書の様式のパターンは下記のとおりとする。

1 - パターン

・工事費内訳書の様式は自由であるが、商号又は名称並びに住所及び工事名・発注者名を記載するとともに、押印することとし、数量総括表に掲げる費目及び各工種に対応するものの金額を少なくとも表示したものとする。

1 - パターン

・工事費内訳書の様式は自由であるが、商号又は名称並びに住所及び工事名・発注者名を記載するとともに、押印することとし、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価、及び金額を少なくとも表示したものとする。

ただし、種別及び細別については、当該工事における数量総括表と同一でなくても良い。

営繕工事の指名通知書において指定する工事費内訳書の様式のパターンは下記のとおりとする。

1 - パターン

・工事費内訳書の様式は自由であるが、商号又は名称並びに住所及び工事名・発注者名を記載するとともに、押印することとし、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書に金額を表示したものとする。

1 - パターン

・工事費内訳書の様式は自由であるが、商号又は名称並びに住所及び工事名・発注

者名を記載するとともに、押印することとし、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したものとする。

- 2 . 工事費内訳書が、「指名通知書 別表」各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第9号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。また、工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
- 3 . 提出された工事費内訳書は返却しない。

指名通知書 別表

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合 (電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

参考 指名通知書記載内容)

- (10) 入札参加者は押印 (電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。)及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官 (これらの者の補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表 (設計図書等とともに販売)各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第 6条第 9号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。